

平成 32 年度の障がい福祉サービスの成果目標

(1)施設入所者の地域生活への移行

本市の平成 28 年度末時点の入所施設利用者数は 32 人です。

平成 32 年度末時点で、平成 28 年度末時点の入所施設利用者数 32 人のうち 2%以上が地域生活へ移行することをめざし、1 人の地域生活移行を目標とします。

入所施設利用者数の見込みについて、滋賀県の施設入所支援の定員数は、平成 28 年 10 月現在で全国で 2 番目に少なくなっており、多くの入所待機者がいるなど、施設入所者の人数を減らすことは困難であることから、平成 32 年度末時点で、平成 28 年度末時点の入所施設利用者数と同数となることを目標とします。

また、県内の施設入所支援の定員数が少ないことから、県外施設に入所している人が多数いる状況となっています。そのため、県外入所者を増やさないことを目標とします。

第 5 期計画における成果目標

[第 5 期計画（平成 32 年度末）における目標値]

項目	数値	考え方
入所者数	32 人	平成 28 年度末時点の入所施設利用者数
県外の福祉施設入所者数	6 人	平成 28 年度末時点の県外の入所施設利用者数 (上記、入所者数の内数)
【目標値】 地域生活移行者数	1 人 (2%)	平成 32 年度末時点の地域生活移行者数の見込み (国：平成 28 年度末時点の入所者数の 9%以上が 地域生活へ移行) (滋賀県：平成 28 年度末時点の入所者数の 2%以上 の削減)
【目標値】 目標年度入所者数 (削減見込み)	32 人 (同数維持)	平成 32 年度末時点の入所施設利用者数入所者お よび削減数の見込み (国：平成 28 年度末時点の入所者数の 2%以上の 削減) (滋賀県：平成 28 年度末時点の入所者数の同数)
【目標値】 県外の福祉施設への 入所者数	6 人 (同数維持)	平成 32 年度末時点の県外の福祉施設入所者数の 見込み (滋賀県：平成 28 年度末時点の入所者数から削減)

※この場合の「施設入所者」とは障がい者施設への入所が常態化している者を示す。

(2)精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神病床における長期入院患者の地域生活への移行を進めるにあたっては、精神科病院や地域援助事業者による努力だけでは限界があり、自治体を中心とした地域精神保健医療福祉の一体的な取り組みの推進に加え、地域住民の協力を得ながら、差別や偏見のない、あらゆる人が共生できる包括的（インクルーシブ）な社会の実現に向けた取り組みの推進が必要です。

これを踏まえ、精神障がい者が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、精神障がい（発達障がいおよび高次脳機能障がいを含む）にも対応した地域包括ケアシステムの構築を進めるため、地域での保健、医療、福祉等の関係者による協議の場を設置することを目標とします。

第5期計画における成果目標

項目	目標
【目標】 精神障がいにも対応した 地域包括ケアシステムの構築	平成 32 年度末までに、保健・医療・福祉関係者による協議の場を設置

(3)地域生活支援拠点等の整備

障がい者等の地域での暮らしを担保し、自立を希望する方への支援を進めるため、自立等に関する相談や、ひとり暮らし、グループホームへの入居等の体験の機会および場の提供、緊急時の受け入れ態勢の確保、人材の確保・養成・連携等による専門性の確保、サービス拠点の整備や地域の体制づくりを行うなどの機能を担う体制が求められています。

こうした体制を実現するため、平成 32 年度末までに、地域生活支援拠点（地域における複数の機関が分担して機能を担う体制を含む）について関係施設と調整のうえ、整備を行うことを目標とします。

第 5 期計画における成果目標

項目	目標
【目標】 地域生活支援拠点等の整備	平成 32 年度末までに、障がい者の地域での生活を支援する拠点を、広域的取組による面的整備で実施体制をつくっていく

(4)障がい福祉施設利用から一般就労への移行

本市の福祉施設利用者の中で、平成 28 年度末時点において一般就労に移行した人は 2 人です。平成 32 年度に福祉施設から一般就労へ移行する人の成果目標は、平成 28 年度に施設から一般就労した人数の 1.5 倍にあたる 3 人とします。

平成 32 年度末における就労移行支援事業の利用者数を、平成 28 年度末の利用者数 40 人から、2 割増加の 48 人に増やすことをめざします。

就労移行支援事業所について、平成 32 年度末における、就労移行率が 3 割を超える事業所の割合が、全事業所の 40%以上となることをめざします。

各年度における、新たに創設された就労定着支援による支援開始から 1 年後の職場定着率を 80%以上となることを目標とします。

第 5 期計画における成果目標

[第 5 期計画（平成 32 年度末）における目標値]

項目	数値	考え方
一般就労移行者数	2 人	平成 28 年度末時点の一般就労移行者数
【目標値】 一般就労移行者数	3 人	平成 32 年度における一般就労移行者数 (国の目標：平成 28 年度末時点の一般就労移行者数の 1.5 倍に増加)
就労移行支援の利用者数	40 人	平成 28 年度末時点の就労移行支援の利用者数
【目標値】 就労移行支援の利用者数	48 人	平成 32 年度における就労移行支援の利用者数 (国の目標：平成 28 年度末時点の就労移行支援の利用者数に対し 2 割増加)
【目標値】 就労移行支援の事業所ごとの移行率	40%以上	就労移行率が 3 割を超える就労移行支援事業所
【目標値】 就労定着支援による職場定着率	80%以上	各年度における就労定着支援による支援開始から 1 年後の職場定着率

(5)障がい児支援の提供体制の整備等

障がい児については教育、保育等の利用状況を踏まえ、居宅介護や短期入所等の障がい福祉サービス、障がい児通所支援等の専門的な支援の確保および共生社会の形成促進の観点から、保健、医療、保育、教育、就労支援等の関係機関とも連携を図った上で、障がい児およびその家族に対して、乳幼児期から学校卒業まで一貫した効果的な支援を身近な場所で提供する体制の構築を図ることが重要です。

そのための方策として、地域支援体制の構築、保育・保健医療・教育・就労支援等の関係機関と連携した支援、地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進、特別な支援が必要な障がい児に対する支援体制の整備、障害児相談支援の提供体制の確保などが考えられます。

第5期計画における成果目標

項目	目標
【目標】 障がい児に対する重層的な 地域支援体制の構築	平成 32 年度末までに、児童発達支援センターを少なくとも1か所以上設置する
	平成 32 年度末までに、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築する
【目標】 障がい児の医療的ニーズへの対応	平成 32 年度末までに、主に重症心身障がい害児を支援する児童発達支援事業所および放課後等デイサービス事業所を1か所以上確保する
	平成 30 年度末までに、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設置する

第5期計画における活動指標

項目	指標
【目標】 医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数	平成 32 年度末までに、コーディネーターを少なくとも1人以上配置する